

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業等協同組合法	法令の番号	昭和24年法律第181号
手続名	協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し	根拠条項	第9条の9第4項
処分基準	<p>第9条の9第4項において準用する第9条の2の3第2項の規定による協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しに係る不利益処分基準については、第9条の2の3第2項の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しに係る不利益処分基準を準用する。</p>		
	対応区分 ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 産業政策課	交付機関 産業政策課